

## 第1号議案

### 知事からの意見聴取に対する回答の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により知事から意見を求められた平成21年5月定例府議会に提出された次の議案について、異議がない旨を回答したことを承認する。

平成21年6月19日

大阪府教育委員会

(条例案)

職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する条例等一部改正の件

(事件議決案)

大阪府立高等学校の授業料等支払請求についての訴えの提起の件

[根拠規定]

#### ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

#### ○大阪府教育委員会事務決裁規則

第三条 委員会が会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。

十 教育予算、条例案その他議会の議決を経るべき事件の議案について、知事に意見を申し出ること。

第五条 第三条各号に規定する事項について緊急やむを得ないときは、教育長がその事項を代決することができる。

第七条 教育長、教育次長又は室長が専決した事項中必要と認められるものは、すみやかに委員会の会議において報告しなければならない。

2 第五条の規定により教育長が代決したときは、すみやかに委員会の会議において報告し、その承認を受けるものとする。

○条例案

番号	件名	概要
1	職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する条例等一部改正の件	<p>大阪府人事委員会からの意見や6月期と12月期の支給月数のバランスを考慮し、平成21年6月期の期末・勤勉手当の支給月数を暫定的に0.15月分引き下げる。</p> <p>※実施中の特例減額（管理職6%非管理職4%）は、引き下げ後の期末・勤勉手当に対して引続き実施。</p> <p>〔施行期日〕 公布の日</p>

○事件議決案

番号	件名	概要
1	大阪府立高等学校の授業料等支払請求についての訴えの提起の件	<p>大阪府立高等学校全日制課程へ平成14年4月1日に入学し、平成17年3月1日付けで卒業したが、度重なる催告にもかかわらず、平成16年度第1期分から平成16年度第4期分までの授業料並びに平成16年度空調使用料を滞納し、現在に至るも支払わないため、平成21年3月27日に支払督促の申立てを行った。</p> <p>平成21年4月16日に仮執行宣言の申立てを行ったところ、平成21年5月14日に督促異議の申立てがあり、民事訴訟法第395条の規定により訴訟に移行することとなったため、訴えの提起について、議会の議決を求めた。</p>

## 職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する条例等の改正の概要

総務部人事室企画厚生課

改正の理由	適用区分
<p>平成21年5月8日の府人事委員会からの意見の申出等を踏まえ、同年6月期の期末手当及び勤勉手当について、暫定的な措置として、支給月数の一部を凍結するための改正を行う。</p>	<hr style="width: 80%; margin: auto;"/>
改正の要点	条例措置を必要とする理由
<p>平成21年6月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き下げる。</p> <p>1 職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する条例の一部改正【第1条】</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 期末手当の支給月数 1.40月→1.30月 (※1.20月→1.10月)</li> <li>・ 勤勉手当の支給月数 0.75月→0.70月 (※0.95月→0.90月)</li> </ul> <p style="text-align: right;">} (▲0.15月)</p> <p>(2) 再任用職員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 期末手当の支給月数 0.75月→0.7月 (※0.65月→0.60月)</li> <li>・ 勤勉手当の支給月数 0.35月→0.3月 (※0.45月→0.40月)</li> </ul> <p style="text-align: right;">} (▲0.10月)</p> <p>※特定幹部職員＝本庁課長級以上職員等</p> <p>2 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正【第2条】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 任期付研究員の期末手当の支給月数 1.60月→1.50月 (▲0.10月)</li> </ul> <p>3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正【第3条】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定任期付職員の期末手当の支給月数 1.60月→1.50月 (▲0.10月)</li> </ul> <p>4 知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例の一部改正【第4条】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知事・副知事の期末手当の支給月数 2.10月→1.95月 (▲0.15月)</li> </ul>	<p>地方自治法第204条第3項の規定により、常勤の職員等に対する給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならないとされているため。</p> <p style="text-align: center;">政策アセスメント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財政課と予算の取扱いについて調整済み</li> <li>・ 人事委員会と細部事項について調整済み</li> </ul> <p style="text-align: center;">制度間調整の内容</p> <p style="text-align: center;">人事委員会規則の改正</p> <p style="text-align: center;">その他審査の参考となる事項</p> <p>1 その他の特別職について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育長及び常勤監査委員…知事の例による。</li> <li>・ 水道企業管理者及び特別職の秘書…一般職の職員の例による。</li> </ul> <p>2 現行の特例減額について</p> <p>現在実施中の特例減額(知事30%、副知事15%、教育長・常勤監査委員10%、管理職6%、非管理職4%)については、凍結後の期末手当及び勤勉手当に対して引き続き実施する。</p>
施行予定期日	
公布の日	

大阪府条例第

号

(案)

職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当  
に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する条例の一部改正)

第一条 職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する条例(昭和三十九年大阪府条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

附則第六項を次のように改める。

(平成二十一年六月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

6 平成二十一年六月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第二条第二項及び第三項並びに第三条第二項の規定の適用については、第二条第二項中「百分の百四十、」とあるのは「百分の百三十、」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の百十」と、同条第三項中「百分の百四十」とあるのは「百分の七十五」とあるのは「百分の百三十」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の六十」と、「百分の百十」とあるのは「百分の六十」と、「百分の百四十」とあるのは「百分の七十五」と、第三条第二項第一号中「百分の七十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の九十五」とあるのは「百分の九十」と、同項第二号中「百分の三十五」とあるのは「百分の三十」と、「百分の四十五」とあるのは「百分の四十」とする。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第二条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年大阪府条例第七十号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

(平成二十一年六月に支給する期末手当に関する特例措置)

3 平成二十一年六月に支給する期末手当に関する第六

条第三項の規定の適用については、同項中「百分の百六十、」とあるのは、「百分の百五十、」とする。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)  
第三条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年大阪府条例第八十六号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

(平成二十一年六月に支給する期末手当に関する特例措置)

3 平成二十一年六月に支給する期末手当に関する第八条第三項の規定の適用については、同項中「百分の百六十、」とあるのは、「百分の百五十、」とする。

(知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例の一部改正)

第四条 知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例(昭和二十二年大阪府条例第十八号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

(平成二十一年六月に支給する期末手当に関する特例措置)

6 平成二十一年六月に支給する期末手当に関する第五条第一項の規定の適用については、同項中「百分の二百十」とあるのは、「百分の百九十五」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の特例に関する条例の一部改正)

2 職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の特例に関する条例(平成十七年大阪府条例第六号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(平成二十一年六月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

2 平成二十一年六月に支給する期末手当及び勤勉手当

に関する第一条、第二条及び第四条の規定の適用については、第一条中「第二条」とあるのは「附則第六項の規定により読み替えて適用する期末勤勉手当条例第二条」と、第二条中「第三条第二項」とあるのは「附則第六項の規定により読み替えて適用する期末勤勉手当条例第三條第二項」と、「同条第二項」とあるのは「期末勤勉手当条例附則第六項の規定により読み替えて適用する期末勤勉手当条例第三條第二項」とあるのは「附則第三項」と、「第八条第三項」とあるのは「附則第三項の規定により読み替えて適用する任期待職員採用等条例第八條第三項」とする。

（知事等の期末手当等の特例に関する条例の一部改正）

3 知事等の期末手当等の特例に関する条例（平成十三年大阪府条例第七十二号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（平成二十一年六月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 平成二十一年六月に支給する期末手当に関する第一条の規定の適用については、同条中「第五条第一項」とあるのは「附則第六項の規定により読み替えて適用する同条例第五條第一項」と、「同項に定める」とあるのは「同条例附則第六項の規定により読み替えて適用する同条例第五條第一項に定める」とする。

## 職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する条例等の一部を改正する条例要綱

### 1 改正理由

本年5月8日の本府人事委員会からの意見の申出等を踏まえ、本年6月期の期末手当及び勤勉手当について、暫定的な措置として、支給月数の一部を凍結する必要があるため、改正を行う。

### 2 改正内容

#### (1) 職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する条例の一部改正【第1条関係】

##### ・ 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置（附則第6項）

平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給月数の一部を凍結するため、支給月数の読替規定を置く。

（あくまでも暫定的な措置であることから、支給月数を引き下げるための本則の改正は行わず、附則による読替規定によって支給月数の引き下げを行う。対外的には、この読替による引き下げを「凍結」と表現）

#### 【読替後の支給月数】

##### ◎再任用職員以外の職員

	期末手当（第2条第2項）	勤勉手当（第3条第2項第1号）	6月期合計
特定幹部職員以外	1. 40月→1. 30月 (▲0. 10月)	0. 75月→0. 70月 (▲0. 05月)	2. 15月→2. 00月 (▲0. 15月)
特定幹部職員 *	1. 20月→1. 10月 (▲0. 10月)	0. 95月→0. 90月 (▲0. 05月)	2. 15月→2. 00月 (▲0. 15月)

##### ◎再任用職員

	期末手当（第2条第3項）	勤勉手当（第3条第2項第2号）	6月期合計
特定幹部職員以外	0. 75月→0. 7月 (▲0. 05月)	0. 35月→0. 30月 (▲0. 05月)	1. 10月→1. 00月 (▲0. 10月)
特定幹部職員 *	0. 65月→0. 6月 (▲0. 05月)	0. 45月→0. 40月 (▲0. 05月)	1. 10月→1. 00月 (▲0. 10月)

\* 特定幹部職員 … 本庁課長級以上の職員等

(2) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正【第2条関係】

- 平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置（附則第3項）

平成21年6月に支給する任期付研究員の期末手当の支給月数の一部を凍結するため、支給月数の読替規定を置く。

【読替後の支給月数】

	6月期の期末手当（第6条第3項）
任期付研究員	1. 60月→1. 50月 (▲0. 10月)

(3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正【第3条関係】

- 平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置（附則第3項）

平成21年6月に支給する特定任期付職員の期末手当の支給月数の一部を凍結するため、支給月数の読替規定を置く。

【読替後の支給月数】

	6月期の期末手当（第8条第3項）
特定任期付職員 ※	1. 6月→1. 50月 (▲0. 10月)

※ 一般任期付職員は、職員の例による

(4) 知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例の一部改正【第4条関係】

- 平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置（附則第6項）

平成21年6月に支給する知事及び副知事の期末手当の支給月数の一部を凍結するため、支給月数の読替規定を置く。

【読替後の支給月数】

	6月期の期末手当（第5条第1項）
知事、副知事※	2. 10月→1. 95月 (▲0. 15月)

※ 教育長、常勤監査委員の期末手当は知事の例により、水道企業管理者及び特別職の秘書の期末手当及び勤勉手当は一般職の職員の例による



**(5) 職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の特例に関する条例の一部改正【附則第2項関係】**

・ 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置（附則第2項）

上記（1）～（3）の特例措置を実施するため、職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する条例、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正することに伴い、職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の特例に関する条例について、必要な改正を行う。

**(6) 知事等の期末手当等の特例に関する条例の一部改正【附則第3項関係】**

・ 平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置（附則第2項）

上記（4）の特例措置を実施するため、知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例の一部を改正することに伴い、知事等の期末手当等の特例に関する条例について、必要な改正を行う。

**3 施行期日**

公布の日から施行する。（※）

※ 6月期の期末手当及び勤勉手当の基準日（期末手当及び勤勉手当の債権が発生し、かつ、確定するとされる日）が6月1日であることから、5月31日までに施行される必要がある。

○ 職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する条例（昭和三十九年大阪府条例第三十五号）新旧対照表（第一条関係）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>附則 155 (略)</p> <p>(平成二十一年六月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)</p> <p>6 平成二十一年六月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第二条第二項及び第三項並びに第三条第二項の規定の適用については、第二条第一項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百三十」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の百十」と、同条第三項中「百分の百四十」とあるのは「百分の七十五」とあるのは「百分の百三十」とあるのは「百分の七十二」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の六十五」とあるのは「百分の百十」とあるのは「百分の六十」と、「百分の百四十」とあるのは「百分の七十五」と、第三条第二項第一号中「百分の七十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の九十五」とあるのは「百分の九十」と、同項第二号中「百分の三十五」とあるのは「百分の三十」と、「百分の四十五」とあるのは「百分の四十」とする。</p>	<p>附則 155 (略)</p> <p>(昭和五十六年度における期末手当及び勤勉手当の額の特例)</p> <p>6 昭和五十六年度に限り、第二条及び第三条の規定の適用については、第二条第二項中「職員が受けるべき」とあるのは「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和五十七年大阪府条例第五号)による改正前の職員の給与に関する条例(以下「旧給与条例」という。)の規定により職員が受けるべきであつた」と、第三条第二項中「受けるべき」とあるのは「旧給与条例の規定により受けるべきであつた」とする。</p>

○ 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年大阪府条例第七十号）新旧対照表（第二条関係）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>附則 1・2 (略)</p> <p>(平成二十一年六月に支給する期末手当に関する特例措置)</p> <p>3 平成二十一年六月に支給する期末手当に関する第六条第三項の規定の適用については、同項中「百分の百六十」とあるのは、「百分の百五十」とする。</p>	<p>附則 1・2 (略)</p> <p>(新設)</p>

○ 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年大阪府条例第八十六号）新旧対照表（第三条関係）

改正案	現行
<p>1・2 附則 （平成二十一年六月に支給する期末手当に関する特 例措置）</p> <p>3 平成二十一年六月に支給する期末手当に関する 第八条第三項の規定の適用については、同項中「百 分の百六十」とあるのは、「百分の百五十」とする。</p>	<p>1・2 附則 （略）</p> <p>（新設）</p>

○ 知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例（昭和二十二年大阪府条例第十八号）新旧対照表（第四条関係）

改正案	現行
<p>1～5 附則 （略）</p> <p>（平成二十一年六月に支給する期末手当に関する特 例措置）</p> <p>6 平成二十一年六月に支給する期末手当に関する 第五条第一項の規定の適用については、同項中「百 分の二百十」とあるのは、「百分の百九十五」とする。</p>	<p>1～5 附則 （略）</p> <p>（新設）</p>

○ 職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の特例に関する条例（平成十七年大阪府条例第六号）新旧対照表（附則第二項関係）

改正案	現行
<p>附則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。 （平成二十一年六月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置）</p> <p>2 平成二十一年六月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第一条、第二条及び第四条の規定の適用については、第一条中「第二条」とあるのは「附則第六項の規定により読み替えて適用する期末勤勉手当条例第二条」と、第二条中「第三条第二項」とあるのは「附則第六項の規定により読み替えて適用する期末勤勉手当条例第三条第二項」と、第三条第二項」とあるのは「期末勤勉手当条例附則第六項の規定により読み替えて適用する期末勤勉手当条例第三条第二項」と、第四条中「第六条第三項」とあるのは「附則第三項の規定により読み替えて適用する任期付職員採用等条例第六条第三項」と、「第八条第三項」とあるのは「附則第三項の規定により読み替えて適用する任期付職員採用等条例第八条第三項」とする。</p>	<p>附則</p> <p>この条例は、平成十七年四月一日から施行する。 （新設）</p>

○ 知事等の期末手当等の特例に関する条例（平成十三年大阪府条例第七十二号）新旧対照表（附則第三項関係）

改正案	現行
<p>附則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。 （平成二十一年六月に支給する期末手当に関する特例措置）</p> <p>2 平成二十一年六月に支給する期末手当に関する第一条の規定の適用については、同条中「第五条第一項」とあるのは「附則第六項の規定により読み替えて適用する同条例第五条第一項」と、「同項に定める」とあるのは「同条例附則第六項の規定により読み替えて適用する同条例第五条第一項に定める」とする。</p>	<p>附則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。 （新設）</p>

○ 職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する条例（昭和三十九年大阪府条例第四十五号）第二条及び第三条読替対照表（同条例附則第六項関係）

読替後	読替前
<p>(期末手当) 第二条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百三十、十二月に支給する場合においては百分の百六十を乗じて得た額（給与条例第三条第一項第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同項第二号から第五号までに規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第三条第二項において「特定幹部職員」という。）にあつては、六月に支給する場合においては百分の百十、十二月に支給する場合においては百分の百四十を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員のうち当該退職若しくは失職又は死亡の際に給与条例第二十九条第二項本文、第四項、第六項又は第七項に規定する職員であつたものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>3 地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百三十」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の八十五」と、「百分の百四十」とあるのは「百分の六十」と、「百分の百四十とあるのは「百分の七十」とする。</p> <p>4〜7 (略)</p>	<p>(期末手当) 第二条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百四十、十二月に支給する場合においては百分の百六十を乗じて得た額（給与条例第三条第一項第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同項第二号から第五号までに規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第三条第二項において「特定幹部職員」という。）にあつては、六月に支給する場合においては百分の百二十、十二月に支給する場合においては百分の百四十を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員のうち当該退職若しくは失職又は死亡の際に給与条例第二十九条第二項本文、第四項、第六項又は第七項に規定する職員であつたものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>3 地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百四十」とあるのは「百分の七十五」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の八十五」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の六十五」とする。</p> <p>4〜7 (略)</p>

<p>読替後</p>	<p>(勤勉手当)          第三条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額にそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の七十（特定幹部職員にあつては、百分の九十）を乗じて得た額の総額</p> <p>二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の三十（特定幹部職員にあつては、百分の四十）、十二月に支給する場合においては百分の四十（特定幹部職員にあつては、百分の五十）を乗じて得た額の総額</p> <p>3 3 6 (略)</p>
<p>読替前</p>	<p>(勤勉手当)          第三条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額にそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の七十五（特定幹部職員にあつては、百分の九十五）を乗じて得た額の総額</p> <p>二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の三十五（特定幹部職員にあつては、百分の四十五）、十二月に支給する場合においては百分の四十（特定幹部職員にあつては、百分の五十）を乗じて得た額の総額</p> <p>3 3 6 (略)</p>

○ 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年大阪府条例第七十号） 第六条読替対照表（同条例附則第三項関係）

<p>読替後</p>	<p>(給与条例等の適用除外等)          第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する条例第二条第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百五十」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の百八十」と、同条第五項中「同項第二号から第五号までに規定する給料表」とあるのは「同項第二号から第五号まで並びに一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年大阪府条例第七十号）第五条第一項及び第二項に規定する給料表」とする。</p>
<p>読替前</p>	<p>(給与条例等の適用除外等)          第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する条例第二条第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の百八十」と、同条第五項中「同項第二号から第五号までに規定する給料表」とあるのは「同項第二号から第五号まで並びに一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年大阪府条例第七十号）第五条第一項及び第二項に規定する給料表」とする。</p>

○ 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年大阪府条例第八十六号） 第八条読替対照表（同条例附則第三項関係）

読替後	読替前
<p>第八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特定任期付職員に対する職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する条例第二条第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「百分の百四十、」とあるのは「百分の百五十、」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の百八十」と、同条第五項中「同項第二号から第五号までに規定する給料表」とあるのは「同項第二号から第五号まで及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年大阪府条例第八十六号）第四条第一項に規定する給料表」とする。</p>	<p>第八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特定任期付職員に対する職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する条例第二条第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「百分の百四十、」とあるのは「百分の百六十、」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の百八十」と、同条第五項中「同項第二号から第五号までに規定する給料表」とあるのは「同項第二号から第五号まで及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年大阪府条例第八十六号）第四条第一項に規定する給料表」とする。</p>

○ 知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例（昭和二十二年大阪府条例第十八号） 第五条読替対照表（同条例附則第六項関係）

読替後	読替前
<p>第五条 知事等の期末手当の額は、六月一日又は十二月一日（以下「基準日」という。）現在（基準日前一箇月以内に退職した場合には、退職した日現在）において知事又は副知事が受けるべき給料の月額及びその月額に百分の二十を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合には百分の百九十五、十二月に支給する場合には百分の二百三十を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する条例（昭和三十九年大阪府条例第四十五号）第二条第二項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>2（略）</p>	<p>第五条 知事等の期末手当の額は、六月一日又は十二月一日（以下「基準日」という。）現在（基準日前一箇月以内に退職した場合には、退職した日現在）において知事又は副知事が受けるべき給料の月額及びその月額に百分の二十を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合には百分の二百十、十二月に支給する場合には百分の二百三十を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する条例（昭和三十九年大阪府条例第四十五号）第二条第二項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>2（略）</p>

○ 職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の特例に関する条例（平成十七年大阪府条例第六号）第一  
 条、第二条及び第四条読替対照表（同条例附則第二項関係）

読 替 後	読 替 前
<p>（職員の期末手当の特例）</p> <p>第一条 職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する条例（昭和三十九年大阪府条例第四十五号。以下「期末勤勉手当条例」という。）附則第六項の規定により読み替えて適用する期末勤勉手当条例第二条の規定にかかわらず、平成十七年六月一日から平成二十二年十二月一日までの間（以下「特例期間」という。）における基準日（同条第一項に規定する基準日をいう。以下この条及び第四条において「基準日」という。）に係る職員（第四条に規定する第一号任期付研究員、第二号任期付研究員及び特定任期付職員を除く。以下この条において同じ。）の期末手当の額は、それぞれの基準日に係る期末勤勉手当条例附則第六項の規定により読み替えて適用する期末勤勉手当条例第二条に定める期末手当の額から、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、その額の当該各号に定める割合に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p> <p>一 職員の給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号）第十一条第一項の規定により管理職手当を支給される職員（以下「管理職手当受給者」という。） 百分の六</p> <p>二 前号に掲げる職員以外の職員 百分の四</p> <p>（職員の勤勉手当の特例）</p> <p>第二条 期末勤勉手当条例附則第六項の規定により読み替えて適用する期末勤勉手当条例第三条第二項の規定にかかわらず、特例期間における基準日（同条第一項に規定する基準日をいう。）に係る職員の勤勉手当の額は、それぞれの当該基準日に係る期末勤勉手当条例附則第六項の規定により読み替えて適用する期末勤勉手当条例第三条第二項に定める勤勉手当の額から、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、その額の当該各号に定める割合に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p> <p>一 管理職手当受給者 百分の六</p> <p>二 前号に掲げる職員以外の職員 百分の四</p>	<p>（職員の期末手当の特例）</p> <p>第一条 職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する条例（昭和三十九年大阪府条例第四十五号。以下「期末勤勉手当条例」という。）第二条の  <small>の規定にかかわらず、平成十七年六月一日から平成二十二年十二月一日までの間（以下「特例期間」という。）における基準日（同条第一項に規定する基準日をいう。以下この条及び第四条において「基準日」という。）に係る職員（第四条に規定する第一号任期付研究員、第二号任期付研究員及び特定任期付職員を除く。以下この条において同じ。）の期末手当の額は、それぞれの基準日に係る期末勤勉手当条例第二条</small>  <small>に定める期末手当の額から、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、その額の当該各号に定める割合に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</small></p> <p>一 職員の給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号）第十一条第一項の規定により管理職手当を支給される職員（以下「管理職手当受給者」という。） 百分の六</p> <p>二 前号に掲げる職員以外の職員 百分の四</p> <p>（職員の勤勉手当の特例）</p> <p>第二条 期末勤勉手当条例第三条第二項  <small>の規定にかかわらず、特例期間における基準日（同条第一項に規定する基準日をいう。）に係る職員の勤勉手当の額は、それぞれの当該基準日に係る同条第二項</small>  <small>に</small>  <small>定める勤勉手当の額から、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、その額の当該各号に定める割合に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</small></p> <p>一 管理職手当受給者 百分の六</p> <p>二 前号に掲げる職員以外の職員 百分の四</p>



読 替 後	読 替 前
<p>(任期付研究員等の期末手当の特例)            第四条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年大阪府条例第七十号。以下「任期付研究員採用等条例」という。)附則第三項の規定により読み替えて適用する任期付研究員採用等条例第六条第三項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年大阪府条例第八十六号。以下「任期付職員採用等条例」という。)附則第三項の規定により読み替えて適用する任期付職員採用等条例第八条第三項の規定により読み替えて適用する期末勤勉手当条例第二条の規定にかかわらず、特例期間における基準日に係る任期付研究員採用等条例第四条に規定する第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員並びに任期付職員採用等条例第四条第一項に規定する特定任期付職員の期末手当の額は、それぞれの基準日に係る任期付研究員採用等条例附則第三項の規定により読み替えて適用する任期付研究員採用等条例第六条第三項又は任期付職員採用等条例附則第三項の規定により読み替えて適用する任期付職員採用等条例第八条第三項の規定により読み替えて適用する期末勤勉手当条例第二条に定める期末手当の額から、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、その額の当該各号に定める割合に相当する額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。</p> <p>一 第一号任期付研究員及び特定任期付職員 百分の六</p> <p>二 第二号任期付研究員 百分の四</p>	<p>(任期付研究員等の期末手当の特例)            第四条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年大阪府条例第七十号。以下「任期付研究員採用等条例」という。)第六条第三項            又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年大阪府条例第八十六号。以下「任期付職員採用等条例」という。)第八条第三項            の規定により読み替えて適用する期末勤勉手当条例第二条の規定にかかわらず、特例期間における基準日に係る任期付研究員採用等条例第四条に規定する第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員並びに任期付職員採用等条例第四条第一項に規定する特定任期付職員の期末手当の額は、それぞれの基準日に係る任期付研究員採用等条例第六条第三項            又は任期付職員採用等条例第八条第三項            の規定により読み替えて適用する期末勤勉手当条例第二条に定める期末手当の額から、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、その額の当該各号に定める割合に相当する額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。</p> <p>一 第一号任期付研究員及び特定任期付職員 百分の六</p> <p>二 第二号任期付研究員 百分の四</p>

○ 知事等の期末手当等の特例に関する条例（平成十三年大阪府条例第七十二号）第一条読替対照表（同条例附則第二項関係）

読替後	読替前
<p>（知事及び副知事の期末手当の特例）            第一条 知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例（昭和二十二年大阪府条例第十八号）附則第六項の規定により読み替えて適用する同条例第五條第一項の規定にかかわらず、平成十七年六月一日から平成二十二年十二月一日までの間（以下「特例期間」という。）における基準日（同項に規定する基準日をいう。以下同じ。）に係る知事及び副知事の期末手当の額は、それぞれの基準日に係る同条例附則第六項の規定により読み替えて適用する同条例第五條第一項に定める期末手当の額から、知事にあつてはその百分の三十、副知事にあつてはその百分の十五に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当の額が知事の例によるものとされている場合におけるその例によるべき知事の期末手当の額については、この限りでない。</p>	<p>（知事及び副知事の期末手当の特例）            第一条 知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例（昭和二十二年大阪府条例第十八号）第五條第一項の規定にかかわらず、平成十七年六月一日から平成二十二年十二月一日までの間（以下「特例期間」という。）における基準日（同項に規定する基準日をいう。以下同じ。）に係る知事及び副知事の期末手当の額は、それぞれの基準日に係る同項に定める            期末手当の額            から、知事にあつてはその百分の三十、副知事にあつてはその百分の十五に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当の額が知事の例によるものとされている場合におけるその例によるべき知事の期末手当の額については、この限りでない。</p>